

臨時的任用職員及び非常勤職員の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高岡地区広域圏事務組合の臨時的任用職員及び非常勤職員の任用、給与、勤務条件等について定めるものとする。

(任用基準)

第2条 臨時的任用職員及び非常勤職員の任用基準は、次のとおりとする。

(1) 臨時的任用職員は、次の各号の一に掲げる場合に臨時的に任用することができる。

ア 災害その他重大な事故のため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条第1項の採用、昇任又は転任の方法により職員を任命するまでの間、その職員の職を欠員にしておくことができない場合

イ 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予定される臨時の職に関する場合

(2) 非常勤職員は、高岡地区広域圏事務組合行政組織規則（平成5年高岡地区広域圏事務組合規則第1号）に規定する職員（以下「正規職員」という。）が就業する職より勤務時間が短く常時勤務する必要がない職に関する場合に任用することができる。

(任用期間)

第3条 臨時的任用職員の任用期間は6月を超えない期間とする。ただし、必要と認める場合は6月を超えない期間で1回だけ更新することができる。

2 非常勤職員の任用期間は、1年を超えない範囲内で理事長がその都度必要と認める期間とし、その期間が満了した場合において理事長が必要と認めるときは、新たに任用することができる。

(勤務時間)

第4条 臨時的任用職員の勤務時間は、正規職員の例による。

2 非常勤職員の勤務時間は、正規職員につき定められている1週間の勤務時間の4分の3を超えない範囲内において理事長の定めるところによる。

(給与の種類及び額)

第5条 臨時的任用職員及び非常勤職員の給与の種類及び額は、予算の範囲内で理事長が別に定める。

(給与の減額)

第6条 臨時的任用職員及び非常勤職員が第9条第3項に定める特別休暇を与えられた場合を除き、定められた勤務時間を勤務しないときは、その勤務しない時間にかかる賃金は、支給しない。この場合、給与の計算期間（以下「給与期間」という。）において勤務しない時間の合計に1時間に満たない端数があるときは、30分以上はこれを1時間とし、30分未満はこれを切り捨てる。

(給与の支給方法)

第7条 臨時的任用職員及び非常勤職員の給与期間は、月の1日から末日までとし、1給与期間につき、給与の全額を支給する。

2 給与の支給定日は、翌月の10日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等の日でない日を支給定日とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、臨時的任用職員及び非常勤職員が退職するときは、退職日までの給与を退職の際支給する。

(旅費)

第8条 臨時的任用職員及び非常勤職員が公務のため旅行するときは、旅費を支給する。

- 2 前項に規定する旅費の額及び支給の方法は、高岡地区広域圏事務組合職員旅費支給条例（平成5年高岡地区広域圏事務組合条例第13号）の例による。

(休暇)

第9条 臨時的任用職員には、特別休暇及び無給休暇を、非常勤職員には、年次有給休暇、特別休暇及び無給休暇を与えるものとする。

- 2 年次有給休暇は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定に定めるところによる。
3 特別休暇は、有給とし、次のとおりとする。

休 暇 の 原 因		承 認 を 与 え る 期 間
(1)	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
(2)	職員が証人、鑑定人、参考人等として裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
(3)	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
(4)	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
(5)	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間

- 4 無給休暇は、次のとおりとする。

休 暇 の 原 因		承 認 を 与 え る 期 間
(1)	出産	その出産の予定日前6週間(多胎妊娠にあつては、10週間)目に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間において、必要と認める期間
(2)	女子職員が生後満1年に達しない生児を育てる場合	1日2回 1回につき30分
(3)	生理日の就業が著しく困難な女子	必要と認める期間

(4)	公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	必要と認められる期間
-----	--------------------------	------------

5 前4項の休暇の取得については、理事長の承認を受けなければならない。

(採用手続)

第10条 臨時的任用職員及び非常勤職員の任用は、理事長が行うものとする。

2 臨時的任用職員及び非常勤職員を任用しようとする場合は、当該職員の配置を希望する課長又は所長は、あらかじめ臨時的任用職員・非常勤職員任用（更新）申請書（様式第1号）により理事長に申請しなければならない。

3 臨時的任用職員及び非常勤職員を採用するにあたっては、任用承諾書（様式第2号）及び履歴書を提出させるものとする。

4 臨時的任用職員及び非常勤職員の採用の際は、臨時的任用職員には臨時的任用職員任用通知書（様式第3号）を、非常勤職員には非常勤職員任用通知書（様式第4号）を交付する。

5 第1項から前項までの規定による個別承認の採用手続により難しい場合は、臨時的任用職員・非常勤職員任用包括承認申請書（様式第5号）により包括的に任用手続を行うことができる。

(退職)

第11条 臨時的任用職員及び非常勤職員は、当該任用期間が満了した場合において理事長が任用期間の更新又は新たな任用の意思表示をしないときは、当然に退職するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は任用期間中に業務の都合、当該臨時的任用職員及び非常勤職員の申出その他地方公務員法第29条第1項及び高岡地区広域圏事務組合職員の分限並びに懲戒に関する手続及び効果に関する条例（平成5年高岡地区広域圏事務組合条例第8号）の規定に該当する場合以外の理由により任用を必要とする事由がなくなったときは、遅滞なくその任用を取り消すものとする。

3 理事長は、業務の都合その他特別の事情により、2か月を超えて任用される臨時的任用職員及び非常勤職員の任用を取り消すときは、天災事変その他止むを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は当該臨時的任用職員及び非常勤職員の責めに帰すべき事由に基づいて任用を取り消す場合を除くほか、少なくとも30日前にその旨を当該臨時的任用職員又は非常勤職員に通知するものとする。

4 臨時的任用職員及び非常勤職員が退職した場合には、その際、任用関係終了通知書（様式第6号）を交付する。

(公務災害)

第12条 公務上の災害又は通勤による災害の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第22号）又は高岡地区広域圏事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成16年高岡地区広域圏事務組合条例第1号）を適用する。

(社会保険等への加入)

第13条 臨時的任用職員及び非常勤職員で社会保険（健康保険及び厚生年金保険）及び雇用保険の被保険者の資格を有する者については、当該保険に加入させるものとする。

(補則)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に任用されている臨時的任用職員及び非常勤職員は、この要綱の規定により任用されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 17 年 1 1 月 1 日から施行する。